

亀山市告示第97号

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「 極小未熟児 呼吸障害」を「 呼吸障害」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。